

処 分 基 準

令和元年 12 月 14 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 7 条第 1 項
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・ 第 3 条（第 7 号及び第 8 号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・ 第 4 条（認定）
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 7 条第 1 項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条第 1 号から第 5 号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課安全係
備 考：